# 経済研究所『経済研究』投稿・編集規程

(2006年9月29日制定)

(2021年7月5日改正)

(2023年7月14日改正)

#### (趣旨)

第1条 大東文化大学経済研究所(以下「研究所」という。)は経済に関する理論、実証、歴史、政策および関連諸分野の研究を行い、その研究成果を公表して社会の発展に寄与することを目的に、学術機関誌『経済研究』(以下「本誌」という。)を発行する。

#### (目的)

第2条 この規程は本誌に掲載する原稿の投稿および編集に関して必要な事項を定める。

## (投稿の資格)

第3条 本誌に投稿できる者は、研究所の研究員および研究所より執筆を依頼された者とする。

#### (編集委員会)

第4条 研究所は、本誌の編集・発行にあたり、編集委員会を設置する。編集委員会は、研究所運営委員および研究員の中から所長が任命する若干名をもって構成する。

#### (掲載原稿の要件および種別)

第5条 本誌に掲載する原稿の種類は、巻頭言、論文、研究ノート、調査報告、翻訳、資料、 書評、その他編集委員会が掲載を認めたものとする。

#### (発行日および原稿の提出期限)

第6条 本誌は1年1号とし、毎年度3月に発行する。

2 編集委員会が指定した締切日に間に合わない場合は、編集委員会の判断によって、掲載を取り止めることができる。

# (執筆要項)

第7条 原稿は、別に定める執筆要項に従って作成する。

#### (原稿の採否)

第8条 投稿された原稿は、編集委員会で審査のうえ、掲載の可否を決定する。編集委員会

は、掲載の可否にあたって必要に応じて研究所の研究員および本学教員をレフェリーとして指名し、審査を実施することもある。

2 編集委員会は、前項に定める審査の結果に基づき、原稿の執筆者に対し記述等の修正や 制限字数内に字数の圧縮を求めることができる。

## (抜刷の配布)

第9条 執筆者には、抜刷30部を配布する。ただし、これを超える抜刷の部数については、 執筆者がその費用を負担するものとする。

#### (公開)

第10条 本誌に掲載した原稿は、PDF化し、原則として研究所ホームページならびに大東文化大学機関リポジトリにて登録・公開する。ただし、公開を望まない執筆者は、投稿する際に、予めその旨を申告しなければならない。

## (原稿等の返却)

第11条 原稿およびその他の提出物は、いずれも返却しない。ただし、投稿者より返却の申し出があった場合にはこの限りではない。この場合における費用は、投稿者の負担とする。

#### (投稿先)

第12条 本誌への投稿先は、大東文化大学経済研究所編集委員会宛とする。

### (所報)

第13条 この規程は『経済研究所報』への投稿・編集についても準用する。

#### (規程の改正)

第14条 この規程の改正は、研究所運営委員会がこれを行う。

# (臨機の措置)

第15条 この規程に定められていない事項については、運営委員会に諮り、所長および研究部会長がこれを処理する。

## 附則

#### (施行期日)

1 この規程は2006年9月29日より施行する。

附則

# (規程の改正)

1 2021年7月5日、規程を改正する。 (施行期日)

2 この改正規程は2021年7月6日から施行する。

附則

## (規程の改正)

- 1 2023年7月14日、規程第9条を改正する。 (施行期日)
- 2 この改正規程は2023年7月15日から施行する。